

## 鹿児島大学保育支援制度のご案内

日頃より、男女共同参画推進センターへのご理解とご協力に感謝申し上げます。  
さて、当センターでは保育サービスを利用した際の利用料金の一部補助を行っています。

- ◆ 祝日に出勤になったけど、通常利用の保育園は休園だから困ったな。  
祝日でも対応してくれる保育サービスを利用しよう。
- ◆ 子どもが熱を出しちゃった。今日はどうしても休めないな。病児保育所に  
子どもをお願いしよう。 などなど・・・



『1回の利用につき1,200円』を補助しています！

ただし1回の利用につき利用者の負担額が1,200円以上の保育サービスが対象です。\*

※ 自治体による利用料減免措置や令和元年10月1日からの幼児教育・保育の無償化により、利用者負担額が1,200円未満となるサービスについては、本支援の対象となりません。

【自治体による利用料減免措置の例】

鹿児島市の病児・病後児保育施設利用料金(食事・ミルク代・医療費等除く)  
所得税非課税世帯→1日1,000円  
生活保護受給世帯および市町村民税非課税世帯→無料

### ○利用条件

- ① 利用対象者・・・本学に勤務する教職員（非常勤含む※）で、土日祝日での勤務や子どもの病気等により、緊急かつやむを得ず通常利用している所以外の保育サービスを利用しなければならない方。  
（※非常勤職員の場合、本学の社会保険加入者に限ります。）
- ② 子どもの年齢・・・0歳～中学校就学前までの乳幼児・児童
- ③ 対象となるサービス・・・**「事業者の提供するサービス」であること**  
（個人間の契約に基づくものは対象外です。）
- ④ 支援内容・・・同一世帯1ヶ月4回まで、年間36,000円を上限とします。  
※ただし、予算の範囲内で行うため、予算額及び希望者数により年間の支援上限額を調整することがあります。

### ○申請方法（さつつん保育園以外利用の方）

\*さつつん保育園を利用された方は申請方法については次頁をご参照ください

- 以下の書類を、月締めにて、一ヶ月分まとめて利用翌月5日までに提出してください。

- ① 領収書
- ② 利用明細（連絡票など、利用した日の保育内容が分かるものの写し）
- ③ 保育支援制度利用補助請求書

- 提出先：男女共同参画推進センター（総務部人事課男女共同参画企画係）
- 書類の確認後、利用者の給与振込口座に補助額が振り込まれます。

## ○申請方法（さつつん保育園を利用された方）

- 以下の書類を、月締めにて、一ヶ月分まとめて利用翌々月5日までに提出してください。
  - ① 通帳の保育料引き落としが分かるページの写し\*  
\*保育料引き落とし以外の行は黒塗りとしてください。
  - ② 利用明細（連絡票など、利用した日の保育内容が分かるものの写し）
  - ③ 保育支援制度利用補助請求書
- 提出先：男女共同参画推進センター（総務部人事課男女共同参画企画係）
- 書類の確認後、利用者の給与振込口座に補助額が振り込まれます。

さつつん保育園では、保育料は利用翌月の下旬に口座引き落としとなり、利用翌月5日までに上記①の書類を準備することができないため、特例として利用翌々月5日までの申請を認めています。  
さつつん保育園以外の利用の場合は、必ず利用翌月5日までに申請くださいますようお願いいたします。



お気軽にお問い合わせください。  
男女共同参画推進センター  
（総務部人事課 男女共同参画企画係）  
電話：099-285-3012（内線 3012）